



## Nagoya City University Academic Repository

学位の種類	博士（人間文化）
報告番号	甲第1711号
学位記番号	第30号
氏名	手嶋 大侑
授与年月日	平成31年3月25日
学位論文の題名	平安時代における中央貴族と地方社会に関する研究
論文審査担当者	主査： 吉田 一彦 副査： 山田 あつし， 阪井 芳貴

# 博士論文審査及び最終試験結果報告書

2019年2月17日

審査委員(主査) \_\_\_\_\_ 吉田一彦

名古屋市立大学大学院学則第14条及び名古屋市立大学学位規程第10条に基づき、次のように博士学位論文審査及び最終試験結果を報告します。

- 1 審査委員の補職及び氏名  
別紙1のとおり
- 2 審査に係る学位授与申請者及び論文の表題  
別紙1のとおり
- 3 学位論文の内容の要旨
- 4 学位論文審査の要旨  
別紙2のとおり
- 5 最終試験の結果の要旨又は学力確認の結果の要旨  
別紙2のとおり
- 6 学位授与についての意見  
別紙2のとおり

(別紙1)

1 審査委員の補職及び氏名

委員区分	補 職 名	氏 名
主査	教授	吉田一彦
副査	教授	山田あつし
副査	教授	阪井芳貴
副査		

\* 人間文化研究科教員でない場合は、補職名欄は所属・補職名

2 審査に係る学位授与申請者及び論文の表題

申 請 者	学籍番号	164804
	氏 名	手嶋大侑
	指導教員	吉田一彦
	副指導教員	山田あつし
申請に係る 学位論文の表題	平安時代における中央貴族と地方社会に関する研究	

(別紙2)

### 3 学位論文の内容の要旨

本論文は、平安時代における中央と地方の人間関係を基調に形成される政治的・社会的関係の実相を明らかにし、そこから平安時代の社会の実態と特質を解明して、中央と地方の関係発展史の視座から平安時代史を再考しようと試みるものである。本論文は以下の目次から構成されている。

序章「平安時代史研究における本研究の位置付け」

第一章「高子内親王の庄園経営」

第二章「「土人」の国司任用」

第三章「年官制度の展開」

第四章「平安中期の年官と庄園」

第五章「平安中期における受領と年官」

第六章「平安中期における国検田使と権門」

付論「「三宮」概念の変遷と「准三宮」

終章「中央と地方の関係発展史としての平安時代」

序章では、これまでの平安時代史研究および年官・年爵に関する研究史の整理がなされ、それを踏まえて本研究の意義と独自性、および研究史上における位置付けが述べられている。

第一章では、高子内親王家の筑前国の庄園経営などが分析され、そこから「院宮王臣家—国司—地方有力者」という政治的・社会的関係が存在したことが明らかにされ、またそうした関係を利用した庄園経営方式が存在したことが明らかにされている。そして、それが当時の庄園経営の一般的なあり方の一つであったことが説かれている。

第二章では、奈良・平安時代初期には、地域の有力者は自国の国司に就くことができなかったが、十世紀中期になるとそれが変化し、「土人」（自国の人）を国司に任用することが可能になったことが明らかにされている。

第三章では、十世紀中期頃、地方有力者が「年官」によって地元の国司に就任するようになっていったことが明らかにされ、その分析に基づいて、「年官」が中央と地方の人間関係、社会関係を形成、強化する上で重要な役割をはたしていたことが論じられている。

第四章では、滝野庄などの庄園の事例分析がなされる。そして、平安時代中期、中央の権門には庄園所在地の有力者と良好な人的ネットワークを形成、強化しようとする意志が見られ、「年官」がその有効な手段として活用されていたことが明らかにさ

れている。

第五章では、受領が仲介者になって、「年官」による国司申任がなされた事例がとりあげられ、受領はいかなる目的で仲介者になったのか、またそれは受領にいかなる利益をもたらしたのかなどが解明されている。本章では、仲介料が支払われた事例も指摘されており、中央権門と受領と地方有力者の三者間の関係の具体相が明らかにされている。

第六章では、これまでも注目されることがあった「国検田使」について再検討がなされ、「国検田使」には受領の部下として活動する側面と、自身の個人的人間関係によって活動する側面の二つの面が見られることが具体的に明らかにされている。そして、国検田使と中央の権門との個人的人間関係が存在した事例の分析がなされ、中央権門と地方社会との関係の実相が明らかにされている。

付論では、「三宮」とは何かについて、概念の詳細な再検討が行なわれ、この言葉の持つ意味合いの変遷が明確化されている。

終章では、以上の研究成果を総合して、平安時代の歴史を中央と地方の関係の発展史として分析する視座が提示されている。著者の理解では、中央と地方の政治的・社会的関係は、平安時代を通じて基本的関係を大きく変えることはなく、九世紀以来着々と発展し続けていったとされ、十世紀中期に見られる変化も、この関係の「展開」と見るべきであって、「転換」とは見なせないことが説かれる。そして、中央と地方の関係の発展史として平安時代前・中期を見ることができ、その視座からすると、九世紀から十一世紀は一連の時代と理解されることが論じられている。

#### 4 学位論文審査の要旨

本論文の最大の特徴は、「年官」という人事制度に着目し、その実態を詳細に解明することによって、それが中央と地方との間の政治的関係・社会的関係を形成せしめる役割をはたしていたことを明らかにしたことである。

これまで、年官制度は、中央の俸禄制度として研究されたり、売位売官制度として研究されてきた。しかし、著者はそれらの先行研究とは異なり、これを中央の権力と地方の有力者をつなげるシステムであるにとらえ直し、年官を研究することによって、平安時代の社会の仕組みが解明できると構想して分析を進めてきた。「年官」を中央の権力と地方の有力者とを結びつける要の役割をはたした制度だにとらえ直したのである。

著者の研究は学部、博士前期課程、博士後期課程と一貫して続き、すでに卒業論文、修士論文でもこの課題を設定して研究を進めてきたが、今回の博士論文では、さらにそれを深化させて、年官制度の実態分析から平安時代の中央と地方の政治的・社会的関係を明らかにし、史料に基づく実証的研究によって大きな成果を得ることができた。それは、人事制度の解明のみならず、庄園経営の実態の解明や国司制度の実態の解明、さらに受領の特質の解明にも寄与しており、平安時代の社会経済史や政治史を考察する上での一つの視座をもたらしたといえる。

著者は学会活動に熱心で、本論文の各章は、すでに名古屋古代史研究会、日本史研究会部会、歴史学研究会部会、大阪歴史学会部会、古代史サマーセミナーなど複数の学会、研究会等で口頭発表されており、そこでの討論の成果が盛り込まれて学会誌に論文として発表がなされている。特に、日本歴史学会『日本歴史』誌に発表した第四章は学界からの評価が高く、「日本歴史学会賞」を受賞したことも特筆される。著者の研究成果は、注目すべき新しい研究成果として学界で共有されつつある。

著者の年官制度の研究は、かように独自性や広がりを持つものであると評価される。著者は個別の分析の成果に立脚して、本論文の終章において、大きく、平安時代の9世紀から11世紀の社会構造は一連のものとしてとらえることができるとの結論を提出している。これまで、日本古代中世史の研究においては、中世の始まりをいつと見るかをめぐって多くの議論が積み重ねられてきた。10世紀の武士の成立や摂関政治の成立からと見る説、11世紀の院政期からと見る説、12世紀の武家政権の成立からと見る説、9世紀からと見る説など種々の学説が提起されてきた。著者の研究は、そうした議論に新しい論点を与えるものであって、平安時代史を再考する上で注目すべき論点の一つを提示したものになっている。

また、本研究は、日本の社会や文化がどのような特質を持つ社会なのかについても、興味深い一つの題材を与えるものになっている。本研究は、地方の有力者と中央の権力者がどのようにして人間関係(コネクション)を築き、それをどのように用いて地方社会を治めたか、また中央の権力をゆるぎないものにしたかについて歴史的に考察するものになっている。この成果は、日本史学の、平安時代史の研究にとどまるものではなく、より広く日本の歴史全体の特質を考える上で切り口の一つとなるだろうし、日本の社会や文化の特質を考える上で、興味深い論点を与えるだろう。

なお、引用に問題はないと判断される。

以上、本論文は、新しい課題設定によって、これまでの研究に新しい論点や視座を与えるものになっていると評価され、着眼点の優れた独自性のある研究成果と認められる。博士の学位論文にふさわしい研究成果であると評価される。

## 5 最終試験の結果の要旨又は学力確認の結果の要旨

最終試験は、2019年1月31日10時から11時20分まで、1時間20分にわたって、1号館1階会議室にて公開で行なった。参加者は、学位申請者、審査委員3名、一般参加者（大学院生等）3名の合計7名であった。

最初に、学位申請者から論文の概要について説明がなされ、続いて1名の副査から質問、意見が提出され、質疑応答が行なわれた。続いてもう1名の副査から質問、意見が提出され、質疑応答が行なわれた。続いて主査から質問、意見が提出され、質疑応答が行なわれた。

まず、第二章において戸籍の形骸化が論じられているが、ここでいう形骸化とは何を指しているのかが質問された。学位申請者は、平安時代の戸籍はその記載内容が子どもと女性ばかりになっており、税を逃れるための記載になっていることが明白で、事実を反映した記載ではない。これを「形骸化」と表現したと回答した。

また、「土人」の訓みについて質問がなされた。学位申請者はどのように訓まれたかを示す史料は残念ながら残されていないが、「土民」「当土の人」という表現もあり、訓読みの可能性もあるが、音読みだった可能性もあるとの回答がなされた。

続いて、中央と地方の関係について、学位申請者の論はもっぱら西国の事例を分析したもののように思われるが、東国でも同じように見ることができるとの質問がなされた。学位申請者は、東国においても、たとえば宇多院の院分として高向俊春が武蔵国司に就任した事例があり、そこで宇多院の所領としての牧が形成されているから、全く東国に見られないわけではないとの返答がなされ、東国の事例の詳細については今後の課題としたいとの回答がなされた。

さらに「浪人」とは具体的にはどのような存在を指しているのかとの質問がなされた。学位申請者は、「浪人」は貧しく他国に流れていったものといった負のイメージではなく、一つには意図的に他国に移動してそこで新たな活動を展開した有力な農民を念頭に置いていると返答し、もう一つには、任期が満了しても都に帰らず地方社会に土着した前任の国司もあると回答した。

続けて、中央と地方との関係の歴史について、平安時代のみならず、奈良時代から続けて考えるとどのようになるかとの見通しを持っているかについて質問がなされた。学位申請者は、それは今後の課題であるが、国家の持つ人事権を分け与える、つまり「国家権力の分有」という視座から分析することが重要だと考えており、九世紀が大

きな分岐点になっていると見通しているとの回答がなされた。

さらに、売官制度としての側面をどのように評価しているか、また中国の売官制度と比較するとどのような特質があるかとの質問がなされた。学位申請者は、売官としての側面は利用方法の一つとして誕生したものと理解していると返答し、たとえば花山院の事例や、『権記』に記述される土地売買の対価に年官の権利で支払った事例について説明した。その上で、中国唐代に墨勅斜封官が見られるが、日本の年官がこの制度を念頭において設置されたものかどうかは不明であり、名称が大きく異なるなど相違点も多々あることから、中国の影響で開始された制度と見ることができるのかどうか慎重に検討したいとの回答がなされた。

さらにフロアーから、女性史やジェンダー論の視座からするとこのシステムはどう評価されるのかという質問がなされた。学位申請者は、平安時代は女性が大いに活躍していた時代であり、地方社会では、女性主導で男性を雇用して田を経営している事例が見られる。また、家の財産を誰が管理するのかという側面で女性のはたした役割は大変大きかったとの回答がなされた。

以上の論文内容および質疑応答を通じて、審査委員 3 名は一致して博士の学力があると認めてよいと判断した。博士の学位にふさわしい能力を有すると判断される。

## 6 学位授与についての意見

学位授与が妥当である。